

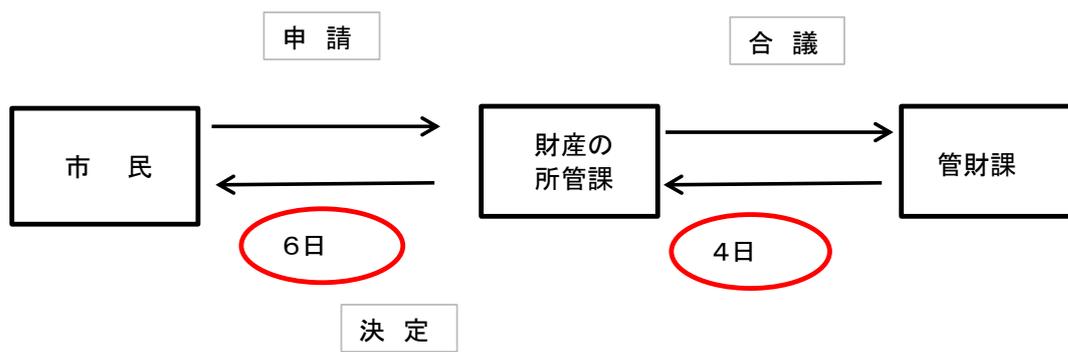
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	行政財産の目的外使用許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を行い、許可する。	
根 拠 法 令 名	地方自治法(昭和22年法律第67号)	
条 項	第238条の4第7項	
所 管 課	行政財産の所管課 (条例の所管は管財課)	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	10日	
標 準 処 理 期 間	計	10日
判 断 基 準	<p>松山市財務会計規則第315条第2項の基準に該当する場合。</p> <p>【根拠法令等】 地方自治法 第238条の4第7項 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>松山市財務会計規則 第315条 行政財産の目的外等使用の許可は関係課長が、その用途または目的を妨げないと認める場合で、かつ、当該使用が市の事務、事業と密接な関連をもちもしくはその円滑な執行に寄与するものまたは公益上必要な場合に限り行うことができる。 2 行政財産の使用を許可する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)職員、学生、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、理髪店、売店等の厚生施設を設置する場合 (2)公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会その他市民の集会等の用に短期間使用させる場合 (3)当該行政財産の運送事業、水道事業、電気事業又はガス事業その他公益事業の用に供することがやむを得ないと認められる場合 (4)災害その他の緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として極めて短期間使用させる場合 (5)国又は他の地方公共団体その他公共的団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められる場合 (6)前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。